

○法務省告示第二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び同条第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣 平口 洋

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成三十一年法務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並び</p>	<p>第一条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並び</p>

に特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、次のとおりとする。

「一・二 略」

三 リネンサプライ分野

四 〓十一 「略」

十二 物流倉庫分野

十三 〓十八 「略」

十九 資源循環分野

に特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、次のとおりとする。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 〓十 「同上」

「号を加える。」

十一 〓十六 「同上」

「号を加える。」

第二条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第
二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の
表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項
の下欄第六号に規定する告示で定める特定の産業
上の分野は、前条第二号、第四号から第九号まで
又は第十三号から第十六号までに掲げる分野とす
る。

第二条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第
二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の
表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項
の下欄第七号に規定する告示で定める特定の産業
上の分野は、前条第二号から第八号まで、又は第
十一号から第十四号までに掲げる分野とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ
る。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第二項第七号」を「第二項第八号」に改める部分に限る。）及び第二条の改正規定（「第七号」を「第六号」に改める部分に限る。）は、令和九年四月一日から施行する。